

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年2月6日

世田谷区

※本案件は令和8年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できません。

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

(仮称) 世田谷区立世田谷地域青少年交流センター開設準備業務及び運営業務委託

#### (2) 目的

世田谷区は、中高生世代から39歳までを若者として定義し、若者が安心して、自分らしく過ごせる居場所である「世田谷区立青少年交流センター」を区内3地域（北沢地域、玉川地域、砧地域）に設置し、それぞれの立地や施設特性を活かしながら運営している。令和7年4月に開始した『世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）』では、進学や就職等で環境が変化することで孤立しがちな若者の実態やニーズを踏まえ、若者の居場所を拡充する必要があることから、現在未整備の2地域（世田谷地域、烏山地域）にも青少年交流センターを整備する方針を定めたところである。

今回、新たに世田谷地域に整備する「(仮称) 世田谷区立世田谷地域青少年交流センター」（以下、「センター」という。）は、若者が気軽に立ち寄り、リラックスして自分らしく過ごすことができる「若者のオアシス」となる居場所づくりや、若者たちが地域の関係機関・社会資源や様々な人・コト・情報との出会いを通じて、ライフスタイルの幅を広げることができる「若者のコンシェルジュ」となることを事業コンセプトに掲げている。

既存の青少年交流センターの基本的な機能を有しながら、三軒茶屋駅至近の立地を活かし、若者と地域・社会をつなぐ取組みや近接する関係機関との連携強化を通じて、若者自身が社会の真ん中にいると実感できる拠点となることを目指す。

本公募は、若者が望むセンターの具体化や、関係機関等との協働による効果的な運営を実現するため、開設準備・整備及び運営を連続した業務として担うことのできる事業者を選定することを目的として実施する。

### (3) 業務内容

主な業務内容は下表のとおり。

- ※凡例 ● : 【令和8年度契約】令和8年4月～令和9年3月に実施する業務
- : 【令和9年度契約①】令和9年4月～令和10年3月に実施する業務
- ★ : 【令和9年度契約②】令和9年6月～令和10年2月に実施する業務
- ◎ : 【令和10年度契約】令和10年4月～令和11年3月に実施する業務

①「若者による検討会」(以下、「若者検討会」という。) 運営業務	●○
②設計業務 (機能配置、空間デザイン、設計図の作成、備品の検討、用途変更の届出等)	●○
③開設・運営に向けた準備業務	●○
④地域におけるネットワーク構築業務	●○ ◎
⑤施設整備工事等	★
⑥備品の手配	○
⑦施設運営業務	○ ○
⑧若者支援業務 (福祉的な対応を含む)	○ ○
⑨若者・地域との協働による運営	○ ○
⑩広報活動業務及び気運醸成に向けたイベントの実施	●○ ○
⑪区への業務報告、その他区が指示する業務	●○ ○

### (4) 履行期間（予定）

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| (i) 開設準備業務委託        | 令和 8年4月15日～令和 9年3月31日 |
| (ii) 開設準備業務及び運営業務委託 | 令和 9年4月 1日～令和10年3月31日 |
| (iii) 施設整備工事等委託     | 令和 9年6月 1日～令和10年2月29日 |
| (iv) 運営業務委託         | 令和10年4月 1日～令和15年3月31日 |

※本プロポーザル結果に基づき契約は単年度ごとに締結する。各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

※(iii) 施設整備工事等委託は、契約予定価格が1億8,000万円以上となった場合、区議会での議決が契約締結の条件となる。(議決予定期間：令和9年3月)

## 2 参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人その他の団体、または複数の法人が共同する共同企業体であること。  
なお、共同企業体により応募する場合は、以下①～⑤を要件とする。
  - ①あらかじめ構成団体の総意により代表団体を1団体選出し、代表団体が応募手続きを行う。
  - ②代表団体は以下(2)～(6)の要件をすべて満たし、構成団体は(2)～(5)の要件をすべて満たす。
  - ③参加表明時に代表構成員及びその他の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
  - ④代表団体及び構成団体は、本件における他の応募者（単独の応募団体、他の共同企業体又は構成団体）を兼ねない。
  - ⑤応募後の代表団体又は構成団体を変更しない。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「(仮称)世田谷区立世田谷地域青少年交流センター開設準備業務及び運営業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
- (6) 東京都又は近隣8県（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）に本店若しくは営業所等を有する者。

### 3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者はプロポーザル招請通知を送付する。

### 4 提案書を特定するための審査基準（主な視点）

本公募では、主に以下の点について審査を行う。

#### ①第一次審査（書類審査）

##### ア 若者支援に係る見識・知見、事業実施方針

- ・区の若者支援施策と青少年交流センター事業の趣旨や、区における若者の課題等を適切に理解するとともに、国内外の若者支援施策の最新動向を捉えることができる。
- ・区の掲げる事業コンセプトや、成果指標（KPI）、世田谷地域の三軒茶屋駅至近に設置することを踏まえた事業展開ができる。

##### イ 若者への伴走支援

- ・開設準備において、若者による検討会に、多様な若者が楽しみながら安心して参加できる環境を整えるとともに、若者の主体性を尊重したファシリテートによって、若者の思いを引き出し、意見形成を支えることができる。
- ・運営において、若者と同じ目線で対話や協働ができる関係性や仕組みを構築し、若者の「思い」や「やりたいこと」を受けとめ、センターのプログラムやアクティビティとして実現するなど、若者の成長や飛躍の後押しをすることができる。

##### ウ 居心地の良い居場所づくり

- ・若者のカルチャーやトレンドを捉え、「ここで活動したい」「何もせずにゆっくり過ごしたい」など、それぞれが自分らしく居心地良く過ごせる「若者のオアシス」を実現するため、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダー・アイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、中高生世代から39歳までの幅広い年代の若者の特性や過ごしやすさに配慮し、階層を活かしたゾーニングや機能配置、空間デザイン、運営の工夫等ができる。
- ・乳幼児の親子や小学生、地域住民など、多世代の地域の人たちにとっても居心地の良い居場所スペースを設置し、若者と多世代のつながりを創出する施設運営ができる。
- ・利用者が安心かつ安全に施設を利用できるよう、フロアが5階層に分かれている施設特性も踏まえた、効果的かつ効率的な防犯対策やリスク管理、また入退館管理が行えるとともに、地震等の災害対策や発災時の対応について備えることができる。

エ 若者が求める人・コト・情報との出会いのコーディネート

- ・若者一人ひとりのニーズや課題にきめ細かく応えられる、広範な知識や十分なコーディネート力、若者支援の実績・経験、豊かな発想力等があり、仕事、趣味、交流など、あらゆる若者の「コンシェルジュ」となり得る実力を有するとともに、多世代交流が日常的かつ継続的に生まれる事業展開を工夫によって実現することができる。
- ・社会資源や地域資源との連携・協力関係を築き、若者が地域をホームタウンとして実感しながら地域交流を行うための基盤づくりができる。

オ 若者の悩みや課題に向き合うソーシャルワーク力

- ・来館した若者の様子や会話の内容等から、若者が抱える不安や表面化しにくい悩み、本人も自覚しきれていない課題等をキャッチし、若者の意向に寄り添いながら、適切な相談対応や、必要な支援機関へのつなぎを行い、改善や解決に導くことができる。
- ・近隣の就労支援機関を始めとした関係施設や地域の商店街、また多様な業種で活躍する職業人とのネットワークを構築し、若者と交流する機会を創出することで、「仕事」や「就労」に対する若者の視野を広げ、自立に向けたサポートができる。

カ 若者の思いや希望を反映した施設整備の実現

- ・若者による検討会で出た意見を、施設のコンセプトや全体の機能配置とのバランスを踏まえながら、必要に応じて専門的な知見からのブラッシュアップも加えつつ、設計図にまとめていくことができる。
- ・設計図に基づく施設整備工事等を適正な経費かつスケジュールで実施できる施工管理能力を有している。

キ 効果的な広報計画

- ・若者のカルチャーやトレンドを捉え、時代に合った新しい広報の仕方を選択し実行することで、若者の認知度を高め、利用を促進することができる。
- ・地域住民にもセンターの存在や若者の活動を知り、受け入れてもらえるよう情報を届けることができる。

ク 類似業務の実績

- ・本件を受託する上で、有効な類似の業務実績を有している。

ケ 令和8年度の見積書（算出根拠や内訳も記載すること）

- ・提案内容に対する価格が適切である。

コ 経営状況（財務状況）

- ・公認会計士による財務審査

※4段階評価中、最低評価となった団体は、第2次審査には進めない。

②第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

プレゼンテーションの説明やヒアリングの応答内容によって、提案書に記載された内容の実現性や有効性、将来性などを確認するとともに、説明者の業務に対する熱意や意欲、ヒアリングに対する応答態度や質問事項に対する理解の深さ、回答内容の的確さ等を評価し総合的に審査する。

## 5 手続き等

### (1) 担当課

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当 (安友・佐藤)

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 西棟3階305番窓口

電話：03-5432-2585 FAX：03-5432-3050

(受付時間：土日・祝日を除く8時30分～17時まで)

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年2月6日（金）～令和8年2月20日（金）正午まで

場所及び方法：区ホームページからダウンロード（ページID：29431）

世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→

現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援にて公開

### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年2月20日（金）正午まで（必着）

場所：上記（1）と同じ

方法：持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留又はレターパックなど送達確認ができるものに限る。また、

未着事故については、区はその責を負わない。

### (4) 提案書の提出期限及び方法

期限：令和8年3月18日（水）正午まで（必着）

場所：上記（1）と同じ

方法：持参、郵送による。

※郵送の場合は簡易書留又はレターパックなど送達確認ができるものに限る。また、

未着事故については、区はその責を負わない。

## 6 その他

(1) 提案書作成に要する費用、交通費、通信費等、一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 有

(6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。

(7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

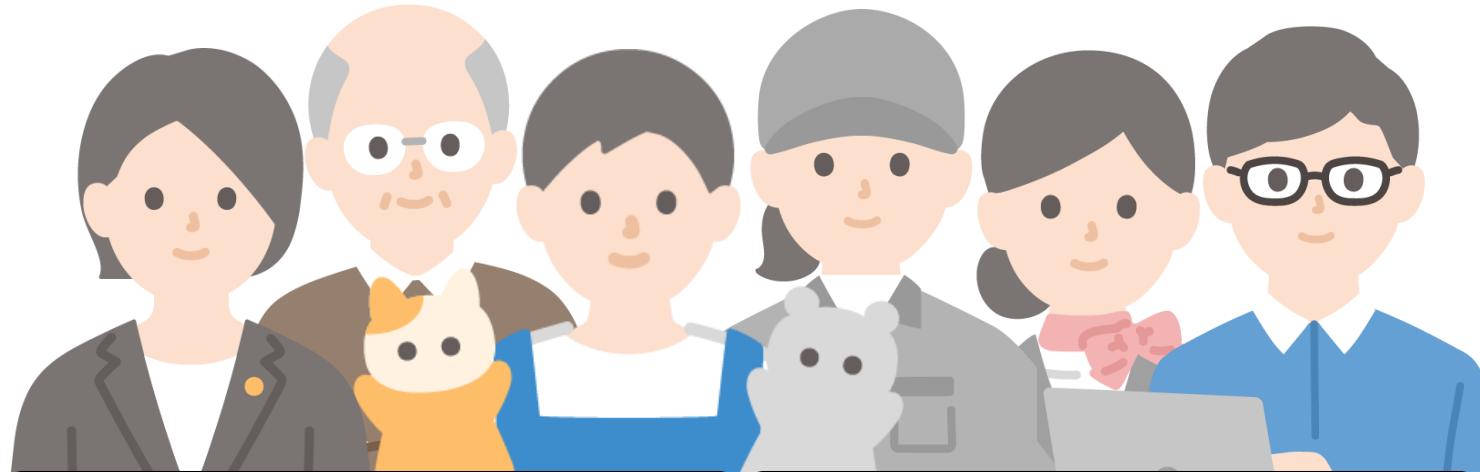
(10) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しなこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(11) 詳細な仕様の内容について区と受託者の協議のうえ、契約を締結するものとする。

- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 業務の再委託又は下請負について、事業者は事前に区の承諾を得た場合を除き、業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に区の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。区は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負はすべて事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- (16) 詳細は提案要求説明書による。
- (17) 区との契約では単年度で予定価格 2, 000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙「労働報酬下限額」を確認すること。

**【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内**

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



**工事請負契約の  
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの 85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の  
労働者**

1 時間あたり

**1,610 円**

**労働報酬下限額とは…**

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

**世田谷区公契約条例とは…**

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。